

## 今後の新地方公会計の推進に関する研究会（第10回）

### 【開催日時等】

- 開催日時：平成23年9月29日（木）10：00～12：00
- 場 所：総務省11階 共用1101会議室
- 出席者：鈴木座長、伊澤委員、鶴川委員、川村委員、小西委員、小室委員、  
坂邊委員、菅原委員、関川委員、財務省公会計室、東京都会計管理局、  
大阪府会計局、米田大臣官房審議官、横山財務調査課長 他
- ヒアリング団体：総務省自治行政局市町村体制整備課行政経営支援室  
総務省自治財政局公営企業課

### 【議題】

- (1) 地方独立行政法人会計基準の現状について
- (2) 公営企業会計基準の現状について
- (3) その他

### 【配布資料】

- 資料1 地方独立行政法人会計基準の現状
- 資料2 公営企業会計基準の現状について
- 資料3 公会計モデル対比表

- 総務省自治行政局市町村体制整備課行政経営支援室より資料1について説明
- 総務省自治財政局公営企業課より資料2について説明

### ○主な意見・質疑応答

- ・ 地方公営企業会計の見直しを行ったとしても、健全化判断比率には影響を及ぼさない、ということでのいいのか。
- 今回の見直しによって、負債の増、資産の減、特に流動負債、流動資産への変動は起きてくる。特に流動負債、資産のワンイヤールールについては適用していこうと考えていることなどから、それによる影響は出てくる可能性はある。ただ、現時点ではまだ検討中であり、どこまでとは言えないが、できる限り影響を及ぼさないようにとは考えて

いる。また、現在の扱いでは資金不足ではないとされているのに、今回の見直しで資金不足とされてしまう部分については配慮をする必要があると考えている。

- ・ 政令改正について検討中とのことだが、「地方公営企業会計制度等研究会」で資本制度については自由にやれるようにするという議論だった。その後、実際に政令改正をするに当たっては、どのような検討を行っているのか。

→ 資本制度に係る改正については、なるべく自由にできるようにするという趣旨で、閣議決定をされた地方分権推進計画に定められている。

ただ、地方公営企業として、もともと独立採算で行うべきであり、そこで利益が出た分については、一般会計に繰り出すという性格のものではなく、永続的に事業を行う地方公営企業としての必要な更新投資の実施や更新投資財源を確保した上で、それでも資金余剰が生じる場合には料金の引き下げなどを検討することになると思う。安定的かつ継続的な住民サービスができるような形の検討は行うべきであるということで、これは8月末の副大臣通知に技術的助言という形で盛り込んでいる。また今後説明会等でも、安易に一般会計に繰り出そうとするのではなく、内部留保の必要性も含めて十分に検討していただきたい、という旨を伝えたいと考えている。

- ・ 地方独立行政法人で、新規で取得した償却資産についても、損益外の減価償却は引き続き認められるのか。新しく買った資産についてまでPLを通さないということか。何らかの収入でもって補償されるべきではないか。

→ これは、地方独立行政法人に移行した際に引き継いだ資産か、新規に取得した資産かにかかわらずである。一般型地方独立行政法人の場合、収入が十分になく、また、運営費交付金の算定において減価償却分は反映されていないためである。

- ・ 地方公営企業の予算はどういった基準でつくられているのか。現金主義なのか、発生主義なのか。

→ 地方公営企業の予算については、予算様式を省令で定めており、それに準じた形式で議会に報告するという形になっており、それに合わせて業務の予定量等、各項目を設けて報告をしているものである。

地方公営企業の予算は、経常的経費の予算と資本的投資の予算（3条予算と4条予算）の二通りがある。3条予算部分は発生主義ベースの予算を組んで、4条部分は資本的な投資、あるいは企業債の発行という収支があり、こちらは現金主義ベースの予算が組み込まれる。そのため、経常ベースの予算と投資ベースの予算の二通りがあり、それに対する

決算として、発生主義ベースと現金主義ベースのものがある。さらにこれらを加味した発生主義ベースの財務諸表を作成することとなっている。

- ・ 発生主義でつくった予算について、公営企業のような事業体であると、当年度につくった当初予算とは想定しないようなものが発生し、内容が変わってくると思うが、予算統制はどうなっているのか。
- 地方公営企業の予算には、弾力条項があるのが特色である。業務量の増加に応じ収益増加が見込まれる場合は、その業務に要する経費について超過支出が認められる。
- ・ 資料2の35ページにある利益の処分や資本剰余金の処分や資本金の処分とは、具体的にはどういったものなのか。
- まず、利益の処分とは、利益の処分をしていくときに、その利益の一定割合について積み立てて、その積み立てたものについての使用制限の規定である。2番目の資本剰余金の処分については、経営で獲得した利益を資本的設備等の固定資産の取得を通じて自己資本化するようにしていたが、これについて省令、議決での変更が可能になった。3番目の資本金の処分については、今まで減資の規定がなかったのを設けることとした。
- ・ 資本の中の内部的な振り替えにすぎないということか。
- そういうこともできるということになるが、減資し、一般会計へ納付することもあり得る。ただその際の条件として、公営企業の安定的、継続的な経営を見た上で、さらに住民監視の中でということ、議会で議決しなければならないということにしている。
- ・ 独立行政法人で国庫に返納できるようになったのと同じことが公営企業でもできると、そういう解釈でいいのか。有償減資も可能ということか。
- お見込みのとおり。
- ・ 利益の処分としても可能ということか。例えば利益を資本金に振りかえて、資本金を処分して、一般会計に繰り入れるということは可能なのか。
- 可能である。
- ・ もし仮に資金がたまっているような公営企業があれば、それより苦しい一般会計に減資の形で出すこともできるのか。
- しかし、もともと独立採算の原則があるので、もしそういったことがあれば、それは住民の租税のほうにいくべきではなくて、利用者のほうにいくべきであるので、料金を下げる方向に動くべきということになると思う。
- ・ そういくべきかどうか判断するのは議会ということになるか。

→ お見込みのとおり。

- ・ 公営企業会計が非適用の下水道事業などに新たに適用する場合、料金設定においては、これまで借入金の元本償還ベースで行っているが、適用後は料金の原価が公表されることになる。したがって、料金の設定根拠と原価の関係を住民に説明して理解を得ることが必要になると思う。
- ・ 公営企業会計の見直しは、施行期日のめどが平成26年度からとのことだが、前倒しがあり得るのか。経過措置であるので、新基準でいくところと旧基準でいくところが混在するようなケースもあるのか。

→ 平成26年度予算・決算から適用させる予定で動いている。それよりも前に適用できるところは移行しても構わないということになるだろう。

- ・ 施行規則等で、新しい様式というのは示すのか。

→ お見込みのとおり。

- ・ 同じ地方公共団体で、これだけの制度検討がされているという現状の中で、その制度と新地方公会計は別途で検討するよりも、もう既にこのような検討がなされているのであれば、それに準じて考えていくべきではないかという意見も出ている。地方公共団体として統一的な会計基準を作成するというのが、まず実現していくべき方向性ではないか。
- ・ 法非適用の企業についても、退職手当や修繕費など、長期にわたっての収支を考える必要があるものは出てくる。結局は住民に対する透明性の確保というところだと思うが、予定しているものを明示しておくことも大切だと考えるため、財務規定の適用範囲の拡大について検討を進めることとしている。
- ・ 新地方公会計で気になっているのは、平成18年5月に1回目の報告書が出て、平成19年10月に2回目の実務研究会報告書が出て、それ以降、実質、会計基準の議論が止まっている状態であることである。リース会計までは一応、公会計の中に取り込んでいる形になっているが、資産除去債務に関しては全く議論すらしていない。今後、IP SASや我が国の企業会計の動きもあろうかと思うが、これをどの程度のタイミングでどう取り入れていくのかを整理しておかないと、ますます動きがばらばらになるのではないか。独立行政法人はタイムリーに会計基準を取り入れるけれども、公会計は、平成19年から動いていないことになるのも残念だと感じている。
- ・ 結局、会計基準を個々に議論している限り、必ず会計基準の違いの問題は生じる。最

最終的に統一した機関が統一した会計基準を設定しない限り、結局この問題はどこかで必ず残ることにはなるだろう。

例えば資産除去債務の話であれば、国の財務書類にも反映されていないので、国の連結財務書類を見たときには、独立行政法人や国立大学法人では計上されているし、株式会社でも計上されているけれども、国が直接持っている資産に関しては計上されていないという状況になっている。結局、別々に議論している限りは、そういうことは常に起こり得る。

#### ○事務局よりその他連絡

資料3について、これは前々回の6月29日に開催した第8回の研究会で配付した各モデルの比較表である。議論の参考のためにということで資料として出したが、その後、各方面からご意見をいただき、リバイスをした。これで確定版ということではなく、今後研究会で議論を深めていくときの材料として活用するものとして、引き続き資料の充実を図りたい。